

会員規約

この会員規約（以下「本規約」といいます）は、パラエストラ熊本（以下「当ジム」といいます）と、当ジム会員（以下「会員」といいます）との関係に適用されます。

□ 第1条（目的）

当ジムは、会員が施設の利用及び指導教授を通じて、心身の育成・健康維持・健康促進・会員の相互親睦を図ることを目的とします。

□ 第2条（入会申し込み）

当ジムが定める入会金及び諸費用を会員は支払い、入会申込書に必要事項を記入し、本ジムに提出するものとします。

□ 第3条（入会資格）

1. 当ジムの施設利用に堪え得る健康状態であること。
2. 医師等による運動、または当ジムが定めるサービスの利用と禁じられていない方。
3. 本規約に同意して頂くこと。
4. 反社会的勢力に属していないこと。

□ 第4条（入会の拒絶）

1. 申込書に虚偽の事項を記載した場合。
2. 入会金、諸費用が未納な場合。

□ 第5条（会員）

1. 本契約を承認の上、本規約に対して、当ジムが入会申込書の提出及び諸費用のお支払いを確認し、入会を認めた方を会員とする。
2. 未成年者の入会時の際は、親権者の同意書が必要となります。

□ 第6条（会費決済）

1. 会員は当ジムが定める金額の会費を、当ジム指定の手続き方法によって、当ジムが定める期限までに支払うものとします。
2. 会員は施設利用の有無にも関わらず、在籍する限りは指定の会費を支払うものとします。
3. 会費は月単位で生じるものとし、利用終了月までの納入済の月会費は如何なる理由に関わらず、返還は致しません。
4. 会費決済が行われていない会員に対し、当ジムは決済が完了するまで一時的に当ジムの利用を差し止めが出来るものとし、その場合、当該会員及びその親権者はこれに異議を述べないものとします。

□ 第7条（変更事項）

会員は、連絡先等、入会申込書記入事項に変更のあった場合、速やかに届け出るものとします。

□ 第8条（保険）

原則として、会員は当ジムの定める「スポーツ安全保険」に加入するものとします。当該保険の未加入により、怪我・物損等の被害が生じた場合、会員の責任とし、当ジムはその責を負わないものとします。

□ 第9条（退会）

1. 会員が自己都合により退会する場合は、ご本人が退会月の10日までに、当ジムが規定する退会手続きを完了させ、且つ契約期間までの会費等諸費用の決済を完了しなければなりません。
尚、10日が休業日であれば、その直前の営業日までに退会手続きの期限とします。
2. 会員は退会翌月1日を以って、会員資格を喪失するものとします。
3. 未成年会員の場合は親権者による代理を認めます。
4. 電話、メール、SNSによる退会の申し出は、これを認めません。
5. 退会月の会費は、実際の利用がなくても、これを全額支払わなければなりません。
6. 会費を3ヶ月以上滞納した場合、退会をして頂きます。また、未納分については全額を支払うものとします。

□ 第10条（会員資格の喪失及び停止）

1. 退会
2. 死亡
3. 住所、連絡先等の一切のご連絡が不明になった場合
4. 公序良俗に反する行為
5. 犯罪行為に結び付く行為
6. 当ジムの運営を妨げる、あるいは当ジムの信頼を毀損する行為
7. 他の会員の財産及び名誉の侵害、秩序を乱す等の行為が見受けられた場合
8. スポーツマンシップに乗っ取らない暴力行為
9. その他、法律に反する行為
10. 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載があった場合
11. その他、本ジムの会員として相応しくないと認定した場合

□ 第11条（責任事項）

1. 当ジム内で発生した盗難、会員同士のトラブル等は一切の責任を負いません。
2. 会員は、当ジムの定める諸規定に違反し、当ジムに損害を与えた場合、それに生じる一切の損失、費用、経費等を弁済するものとします。

□ 第12条（会員資格譲渡）

会員は当ジムの会員資格を如何なる場合も第三者に譲渡することは出来ません。

□ 第13条（損害賠償責任）

当ジム施設利用中に会員もしくはビジターに財産、身体上の損害が発生した場合、当ジムに帰責事由なき場合は一切の責任は負わず、当ジムに帰責事由がある場合、または当ジムに故意に重過失がある場合を除き、一件につき10,000円を上限に責任とします。

□ 第14条（施設利用について）

1. 飲酒後の練習は禁じております。
2. ゴミは規定の場所に入れて下さい。
3. 近隣住民の方々へご迷惑が掛からぬように、絶叫等の迷惑行為は止めて下さい。

4. 機材及び備品の持ち去ること、汚したり、壊さないようにご注意下さい。
5. シャワールーム等、会員皆様で共有される設備は、長時間の利用または独占無きように公序を以ってご利用下さい。

第15条（休業）

1. 当ジムが定める休業日
2. 施設の補修・改修、保守点検を行う場合
3. 試合、大会等のイベントが催される場合
4. 当ジムが主催するイベント、従業員研修等、当ジムが必要とする場合

第16条（改定）

当ジムは本規約に基づき、会員が負担すべき諸費用及び提供するサービス内容を、社会情勢や経済状況の変動を踏まえて変更することが出来ます。
その場合、事前にホームページで告知を行うものとします。

第17条（閉鎖）

当ジムは、次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部または一部を閉鎖、利用制限することが出来るものとします。

1. 法令が制定、改定、廃止された時
2. 行政指導を受けた時
3. 天災等の不可抗力を事態が発生した時
4. 社会情勢による変化があった時
5. その他、やむを得ない事由がある時

第18条（個人情報の扱い）

当ジムは会員の情報を厳重に取り扱うものとし、当ジムの運営、活動目的においてのみ利用するものとする。